

新型コロナウイルスの影響による経済的支援が必要な学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染拡大により生活に影響が生じられている学生およびご家族の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

神戸女子大学・神戸女子短期大学では、この度の新型コロナウイルス感染拡大による影響の状況を鑑み、本学の授業料等免除制度を拡充して、家計が急変し、修学の継続が困難となった方を支援いたします。

また、国の政策「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』と併せて、より多くの方への支援となるよう運用いたします。

経済的支援の内容

1. 神戸女子大学・神戸女子短期大学特別授業料等減免制度(行吉学園奨学事業に係る授業料等免除)
(免除金額) 年間授業料等より 30 万円を減免
(対 象) 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変により学業継続が著しく困難な状況となった学生
(申請期間) 令和 2 年 6 月 1 日 (月) ～6 月 30 日 (火)
※申請を希望する方は 6 月 22 日 (月) までに学生課に申し出てください。
(申請方法) KISS システムで手続方法を配信しますのでご確認ください。
2. 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』
(給付金額) 住民税非課税世帯の学生 20 万円
上記以外の学生 10 万
(対 象) 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)の p.5「支援対象者の要件(基準)」に該当される方 ※下記 URL を参照してください。
(申請期間) 令和2年6月1日(月)～6月15日(月)(必着)
(申請方法) KISSシステムで手続方法を配信しますのでご確認ください。

<参考>

文部科学省ホームページは[こちら](#)

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)

(問い合わせ先)

須磨キャンパス学生課【TEL】078-737-2362／078-737-2321
ポートアイランドキャンパス学生課【TEL】078-303-4706